

八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化を踏まえ、燃料価格高騰により経費が増大しているものの、国による上限運賃認可制度等によって容易に価格転嫁することが難しい路線バス事業者及びタクシー事業者に対し、事業継続に必要な車両の運行を支援して経営に及ぼす影響を緩和することで、地域住民及び来訪者の足を確保し、地域公共交通を維持するため、予算の範囲内において八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を、法第4条第1項の許可を受けて行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う次の者をいう。
 - ア 一般タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受けて同事業を行う者
 - イ 限定タクシー事業者 国土交通省自動車交通局長通達（平成18年9月25日付け国自旅第169号）及び国土交通省東北運輸局長公示（平成18年9月29日付け公示第89号）に基づき福祉輸送事業に限定し、法第4条第1項の許可を受けて同事業を行う者（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。）第8条第2項の訪問介護を行っていない者に限る。）

（交付対象事業者）

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所等を有し、当該事業所等で現に事業を営んでいる路線バス事業者又はタクシー事業者であること。
- (2) 申請日から令和5年3月31日までの期間、必ず事業を継続すること。
- (3) 令和3年度分として賦課された市税について滞納がないこと。この場合において市税とは、次に掲げる区分のとおりとする。
 - ア 交付対象者が法人である場合 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
 - イ 交付対象者が個人である場合 個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）

ウ 暴力団員と関係を有する者

エ アからウまでに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

オ その他支援金の趣旨及び目的に照らして市長が適当でないと認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 路線バス事業者 申請時点における当該路線バス事業者が所有する一般路線バス車両のうち、市内の事業所等に属するバス車両の台数に100千円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者 申請時点における当該タクシー事業者が国土交通省東北運輸局に登録し、所有するタクシー車両（介護保険法（平成9年法律第123号。）の訪問介護を行う一般タクシー事業者の場合、用途を福祉輸送に限定する車両を除く。）の台数に50千円を乗じて得た額

（交付申請及び請求）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により、八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により、前項の申請書兼請求書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し

(2) 対象車両の台数が確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、令和5年2月3日までに、申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、申請書兼請求書の提出を受けたときは、規則第4条の規定により、その内容及び額について審査し、支援金を交付することが適当であると認める場合には、交付すべき支援金の交付決定を行う。また、規則第5条の規定による通知は、八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）交付決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

- 2 申請書兼請求書による請求日は、前項の規定による交付決定が行われた日とする。
- 3 市長は、申請書類の審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、交付決定をした日から起算して30日以内に口座振込により支援金を交付する。

- 2 支援金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

(交付決定の取消及び支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段等により交付決定を受けた場合、または、第3条(2)に定める期間内に廃業した場合は、規則第15条の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消に係る支援金を既に交付しているときは、規則第16条の規定により、期限を定めて、当該支援金の返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、当該支援金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から実施する。

令和 年 月 日

（あて先）八戸市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名 ⑤
※個人が申請する場合は、氏名及び住所を記入すること。

八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）交付申請書兼請求書

八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条及び同支援金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。また、支援金の交付決定がなされた場合には、その決定の日を請求日として交付決定額を請求します。

記

1 支援金申請内容（該当項目に☑を入れてください。）

| | | |
|------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 路線バス事業者 | <input type="checkbox"/> タクシー事業者 |
| 申請時点の対象 車両の台数 | 台 | |
| 支援金申請額 | 円 | |

2 支援金の振込先（振込先口座が分かるものの写しを添付してください。）

| | | | |
|-------|-------|-----|--------|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座番号 | | 種 別 | 普通・() |
| フリガナ | ----- | | |
| 口座名義 | | | |

3 支援金申請に係る担当者及び電話番号

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 担当者氏名 | | 電話番号 | |
|-------|--|------|--|

※ 八戸市記入欄

| | | | | |
|----|----|----------------|----------------|---|
| 課長 | 担当 | | | |
| | | 交付決定日 (請求日) | 交付決定額 (請求額) | 円 |

4 申請要件の確認（該当項目に☑を入れてください。）

- 市内に事業所等を有し、道路運送法第4条第1項の許可を受けて営業しています。
- 申請日から令和5年3月31日までの期間、必ず事業を継続する意思を有します。（上記期間に廃業した場合には、本交付金を返還します。）

5 添付書類

- (1) 道路運送法第4条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 対象車両の台数が確認できる書類の写し

6 同意・誓約事項

①私（申請者）は、令和3年度分として賦課された私の個人市民税（申請者が法人の場合は法人市民税）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況を、八戸市が確認することに同意します。

※納税先が八戸市でない場合、納税先自治体が発行する上記項目に係る令和3年度分の証明書を添付してください。

②私（申請者）は、八戸市が他の行政機関（税務当局、警察当局等）の求めに応じ、本書に記載された情報を提供することに同意します。

③私（申請者）は、次に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、本申請書兼請求書において同じ。）
- ・暴力団員と関係を有する者
- ・上記に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

④私（申請者）は、この申請に関し、申請要件を満たしています。もし、虚偽が判明した場合や上記期間内に廃業した場合、交付決定の取消や支援金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

上記に同意・誓約する場合は、下記に記名押印してください。

| | | |
|----------------|----|-----------------|
| 住所 | 氏名 | 印 |
| (法人の場合は法人名も記載) | | (法人の場合は代表者役職氏名) |

備考) 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
担当及び提出先: 八戸市 都市整備部 都市政策課
電話: 0178-43-9124

八 都 第 号
令和 年 月 日

様

八 戸 市 長 ㊟

八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金（燃料価格高騰対策分）については、八戸市補助金等の交付に関する規則第4条及び同支援金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、支援金は、同支援金交付要綱第7条の規定により、本通知書の発出日から30日以内に、申請時に御指定いただいた口座へ振り込まれます。

記

交付決定額 金 円

※ 本支援金は、所得税の課税対象となります。